富山県個人情報保護審議会答申概要(答申第18号)

〇開示請求等の状況

1 開示請求年月日 平成 30 年 11 月 1 日

2 開示請求の内容 申言書に対して、富山県教育委員会が作成した決裁文書(添付資料を含

む) の開示請求

3 決定年月日 平成 30 年 11 月 8 日

4 決定内容 非開示決定

5 審査請求年月日 平成 31 年 2 月 8 日

6 審査請求の内容 請求した公文書が不存在であるという決定に納得がいかない。申言書に

対する決裁文書が当然存在する。

〇答 申 の 概 要

<審議会の結論>

以前に、審査請求人は、今回と同様の保有個人情報開示請求に対する非開示処分に対し、処分を不服として異議申し立てを行った。これについて、当審議会は、平成28年2月23日付で「当該保有個人情報を不存在として行った非開示決定は妥当である。」と答申しているところであり、これを変更すべき新たな根拠など特段の事情も見受けられないことから、本件処分は妥当である。